令和７年度

町政執行方針

豊　　浦　　町

Ⅰ　はじめに

令和７年豊浦町議会定例会３月会議の開会にあたり、令和７年度の町政執行方針について述べさせていただきます。

町民の皆様におかれましては、近年の物価高騰による家計への影響は大きいものであると認識しております。

本町の財政状況につきましても、大変厳しい状況であります。これは、バイオガスプラント事業だけでの問題ではなく、慢性的な歳入不足と物価高騰等による歳出の増加によるものであることから、本年度においては、水道料金、下水道料金、国民健康保険税・入湯税等について、令和８年度に向けた料金等の見直しを進めてまいります。

また、各施設等の利用料金制度（漁業系一般廃棄物、フィッシャリーナ、家畜糞尿、しおさい入館料等）の見直しも合わせて進めてまいります。

さらに、公共施設等（バイオガスプラント、国民健康保険病院、やまびこ、大岸小学校、大岸保育所、中央公民館、パークゴルフ場、テニスコート等）の「在り方」を含めて見直しを行い、方向性をお示ししたいと考えております。

町民の皆様におかれましては、本町の状況について、随時お知らせやご説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅱ　町政に臨む基本的視点

本町の道しるべとして策定した「第６次総合計画（2018 年度～2027 年度）」は１０年計画の８年目を迎え、引き続き後期基本計画に基づき、「将来のまちの姿」の実現に向け「まちづくりの基本目標」を達成するために各政策、施策をさらに推進してまいります。

また、第６次総合計画と連動した第２期豊浦町総合戦略に基づき、人口減少対策を推進し、デジタルの力を活用した「将来のまちの姿」の実現を目指します。

Ⅲ　分野別具体的な施策

【基本目標１】魅力あるまちの実現

政策１．地域の持続的発展を促す産業振興

□農業の振興

農業については、礼文華地区において、国の「農業水路等長寿命化・防災減災事業」を活用し、用排水路の機能診断を実施します。用排水路の老朽化具合、豪雨が発生した場合に周辺農地への洪水被害の影響等を調査し、今後の更新を検討いたします。

また、担い手の確保・育成にあたっては、令和元年度から「地域産業連携拠点施設」、「地域おこし協力隊制度」を活用し、これまでに４組が新規就農者として独立し活躍されており、現在も１組が研修を実施しております。農業委員会、北海道、とうや湖農業協同組合、親方ネットワーク等との連携協力を図りながら、新たな担い手に対し、農地の斡旋や栽培技術の支援を行います。また、より多くの担い手を確保できるよう募集活動に注力してまいります。

□林業の振興

林業については、森林の恩恵が将来にわたり享受されるよう、町の森林整備計画に基づいた森づくりを推進してまいります。また、「森林環境譲与税」を活用した私有林等整備補助事業により、森林所有者が実施する造林、下刈り、間伐、枝打ち等の事業に助成することで、未整備森林の解消と森林整備面積の増加を図ってまいります。

□水産業の振興

漁業については、沿岸環境や水産資源の保全に関する磯焼け対策を含め、ふるさと納税返礼品の主力商品を確保するための対策について検討してまいります。

また、ホタテガイ稚貝のへい死に関する原因究明について、近隣市町と連携して各関係機関へ要望してまいります。

□商工業の振興

商工業については、商工振興における課題の一つであります小規模事業者の減少抑制に対し、地域おこし協力隊を活用した創業・事業承継に支援してまいります。

また、「行政連携ポイント付与事業」については、これまで地域経済および行政活動への波及効果を求め実施しておりましたが、天然豊浦温泉しおさいの町内利用者還元分を除いた事業については、ポイントを付与することでの効果が上がらないため廃止いたします。

買い物困難者対策については、地域住民の方の利便性向上を図るため、買い物環境の「在り方」も含め、関係事業者等と協議のうえ検討してまいります。

政策２．移住・定住の促進に向けた取組の推進

□住環境の充実

移住者の住宅不足の解消に向け、老朽化した教員住宅を新たに中長期移住支援住宅として活用する、「豊浦町空き家活用モデル事業」について、本年度は内装作業をはじめ入居者を募集するなど取組を推進してまいります。

□観光・交流の推進

観光については、地域ＤＭＯである「一般社団法人 噴火湾とようら観光協会」の活動を支援し、本町特産品や地域における観光プログラムの開発など、町の資源を活かした魅力ある観光づくりを推進してまいります。特に、冬季間の観光メニューとして、本町の自然資源である昆布岳を活用したスキーツアーの実施に向け、事業者および関係機関と連携して協議を行ってまいります。

小幌駅については、より一層のＰＲを行うため、ふるさと納税限定の返礼品作製と、本町特産品のＰＲも兼ねた国内主要空港にアクセスするモノレール等に広告掲出を行います。また、駅の維持管理に必要な電源設備の老朽化に伴い、安全対策を図るため、ＪＲ北海道が主体となり改修工事を実施いたします。

また、とようらの魅力を高め、まちへの新たな人の流れをつくるために、企業版ふるさと納税を活用し、大阪・関西万博において当町のタウンプロモーション動画を放映する魅力発信事業を実施します。

【基本目標２】豊かな生活環境の実現

政策１．安全・安心な地域をつくる取組の推進

□防災体制の構築

令和６年度に見直しを行いました自主防災組織の新たな役割として、地域住民による自主的な防災計画である「地区防災計画」の策定に対する支援を行い、防災意識がより深く浸透するよう取り組んでまいります。

□交通安全・防犯対策の推進

豊浦小学校周辺については、令和６年度に実証実験として実施した大型車の通行を抑制するラバーポールの設置を継続して行うとともに、普通乗用車も含めた自動車全般の速度を抑制する「ハンプ」を設置するなど、変化を加えて実証実験を継続し、より交通安全効果の高い取り組みの検証を行います。

政策２．快適に暮らすための生活環境の整備

□町民の「足」となる公共交通の維持

令和６年度に策定した地域公共交通計画を推進させ、令和８年度以降に予定をしている町内公共交通の再編に向けて、運行体制の具体化を図ります。

□上下水道の維持と確保

簡易水道事業および下水道事業については、令和６年度から公営

企業会計へ移行し、今後も安心してサービスをご利用いただくため、水道下水道事業運営審議会において、令和８年度に向けた料金等の見直しを進めるなど、持続可能な経営に取り組んでまいります。

政策３．豊浦町の魅力としての環境保全・活用

□ごみの適正処理とリサイクルの推進

西いぶり広域連合において進めておりました新中間処理施設整備については、昨年１０月から本格稼働され、順調に運用されており、本年度は旧中間処理施設の解体工事が行われます。

また、本年度は、平成２５年２月に策定された「豊浦町ごみ処理基本計画」の見直しを実施し、今後の廃棄物の排出状況を把握のうえ、引き続き収集・運搬処理を実施してまいります。

【基本目標３】誰もが住みやすいまちの実現

政策１．未来を担うひとづくりの推進

□出産・子育て支援の充実

子育て支援については、令和６年度に策定した「第３期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て事業の取り組みを推進してまいります。

保育サービスについては、児童数に応じた認可保育施設の適正配置を図るため、本年度は施設の統合について検討を進めてまいります。

学校給食費負担軽減事業については、本年度から給食費の全額無償化を実施し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

母子保健事業および児童福祉事業については、「こども家庭センター」を令和８年４月の開設に向けて、検討を進めるとともに、子どもたちの健やかな成長を支援するため、妊娠期からの継続的なサポートの充実や、乳幼児期の発育発達支援と母子の健康増進など、子どもたちの成長をサポートします。

また、児童虐待防止には早期発見と早期対応に努め、関係機関との連携と、啓発活動を推進いたします。

□学校教育・社会教育の推進

教育行政については、教育行政執行方針において教育長が説明いたします。

政策２．地域で暮らし続けるための医療・保健・福祉の充実

□医療提供体制の確保

豊浦町国民健康保険病院は、地域に密着した医療サービスを安定的・継続的に提供できるよう、「経営強化プラン」を策定し、療養病床へ転換することで、他の医療機関等との連携を強化し、持続可能な地域医療提供体制を目指してきました。

本年度においては、町民が引き続き安心して医療を受けることができるよう、町の財政状況に左右されない「持続可能」な病院経営を実現するため、現行の「経営強化プラン」を検証するとともに、本町として、町民に必要とされる医療機関としての「在り方」を再度検討していきたいと考えております。

また、ハード面においては「自立分散型エネルギー設備等導入事業」

による電気設備の更新や太陽光パネル等の整備により省エネ化を図るとともに、老朽化した設備・医療機器を更新することで、引き続き医療提供体制の確保を図ります。

□健康づくりの推進

町民の健康保持については、各種検診の受診率向上への情報発信の強化、地域団体と連携したフレイル対策、各種予防接種の助成を継続し、町民一人ひとりの健康寿命の延伸とＱＯＬ（生活の質）向上を目指し健康づくりの推進を展開してまいります。

なお、予防接種における定期接種料金を胆振西部１市３町同一とし、高齢者帯状疱疹予防接種は、令和７年度から原則６５歳の方と５年間の経過措置として、６５歳以上の高齢者で５歳刻みの節目年齢にある方を対象に定期接種化されることに伴い、任意接種は終了といたします。

また、任意接種のインフルエンザ予防接種については、高校生までの全額助成は継続いたしますが、それ以外の方については全額自己負担をお願いすることといたします。

□高齢者福祉の充実

「高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画（令和６～８年度）」に基づく高齢者の介護予防事業の実施や、地域支援事業の推進、要介護状態等の予防と早期発見を図るとともに、高齢者を取り巻くあらゆる生活課題の解決に向け、既存の移送サービスや配食サービス、除雪費助成事業の改善および拡大に取り組むとともに、新たなニーズの掘り起しに向け、地域包括支援センターや保健センター、社会福祉

協議会において、あらゆる機会を通じて高齢者等の相談支援に取り組んでまいります。

介護サービス事業については、現在継続中の営業活動を通して、営業圏域内の需要把握と新規利用者の確保を図るとともに、医療ニーズの高いご利用者を積極的に紹介する等、豊浦町国民健康保険病院との連携をさらに強化し、複合施設としてのスケールメリットを活かす事業運営に努めます。

また、国の『地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業』を活用し、専門アドバイザーの客観的視点から評価・分析を行い、総合保健福祉施設の「在り方」について方向性をお示ししたいと考えております。

【基本目標４】健全な行政経営の実現

政策１．町民と共に歩むまちづくりの推進

□住民参画の推進

地域コミュニティの維持については、自治会活動を活性化するため、本年度から自治会で管理している集会所等の施設運営交付金事業と、自治会へ花の苗を配布する花いっぱい運動事業を統合いたします。さらに、令和８年度に向けて自治会への補助金等の一元化を目指し、自治会と協議してまいります。

また、アイヌ文化施設の利用促進と豊浦アイヌ協会の後継者育成を推進するため、アイヌ文化継承・発信事業を実施いたします。

□広報・広聴の充実

広報・広聴活動の充実については、町民へのアンケート調査を実施し、今後の広報紙の「在り方」について考えてまいります。

政策２．健全な行財政運営の推進

□行政運営の適正化

職員研修の推進については、新たに政策立案研修の実施、また、職員・町民を対象とした地域自主組織セミナーを開催し、地域課題解決に的確に対応できるよう職員の資質向上図ってまいります。

これまでの事務事業評価を継続しつつ、総合計画の実現に向けた進行管理の仕組みである施策評価を本年度から実施し、政策・施策の実現に必要な事務事業のスクラップフォービルドに取り組みます。

□健全な財政運営の推進

令和６年度において改訂した中期財政計画に基づき、財政健全化に向け、行政経費の徹底的な見直しを行います。

補助金等事業については、令和６年度において策定したガイドラインに基づき、補助の長期化による既得権化、交付団体の自立の阻害および補助金の適正な執行といった補助金等の交付に関する抜本的な見直しを図ることとします。

□財源確保の取組推進

債権管理については、債権管理マニュアルに基づき、事務処理の適正化を図るとともに、継続して、本町、壮瞥町および洞爺湖町の職員

を相互に併任し、滞納整理事務における協力と捜索による動産の差押等、徴収技術の向上にも努めてまいります。

未利用の町有財産については、売却可能な遊休資産を空き家バンクに随時登録し、売却処分を進めてまいります。

ふるさと納税については、返礼品事業者の拡充や寄附者のニーズに合った返礼品の充実を目指すとともに、事業者・団体・行政等が連携して寄附額のさらなる伸長に向けて戦略的に取り組んでまいります。

□公共施設等の適正管理の推進

令和５年度において改訂した「公共施設等総合管理計画」に基づいた適正管理を推進するとともに、公共施設や町内に点在している公園施設等の集約化、複合化や抜本的な見直しを図り、本年度中に方向性をお示しいたします。

Ⅳ　むすび

以上、令和７年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

はじめに述べさせていただきました、公共施設等の「在り方」を含めた見直しについては、地域・自治会等の民間でできるものは民間の力を借り、無駄を省き、効率化と効果を追い求め、少しでも明るい未来が見えるよう取り組んでまいります。

そのために、新たな本町のシンボルとしての期待を込めた「道の駅（複合施設）とようら」の整備も含め、各団体の若者たちと「まちづくり」について意見交換を行い、「未来の豊浦町の姿」について、熱い議論をしたいと考えています。

これらに取り組むためには、行政だけではなく、町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

皆様のご理解・ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。